

高校・大学段階の修学支援制度について、児童生徒等が経済的理由により進学をあきらめたり、将来の選択肢を狭めたりすることがないように、初等中等教育段階においても、きめ細かに情報提供をいただくようお願いします。

7 文科初第 831 号
令和 7 年 6 月 25 日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 12 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
附属学校を置く各国公立大学法人の長
各公私立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長
独立行政法人海技教育機構理事長
厚生労働省社会・援護局長

文部科学省初等中等教育局長
望 月 禎

文部科学省総合教育政策局長
茂 里 毅

文部科学省高等教育局長
伊 藤 学 司

高等学校等就学支援金制度等及び 高等教育の修学支援新制度の周知について（通知）

文部科学省では、義務教育段階修了後も、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある者が安心して教育を受けることができるよう、下記 1 のとおり、高校段階及び大学等の高等教育段階における修学支援策を実施しております。

とりわけ、高等教育段階においては、本年 4 月から高等教育の修学支援新制度の対象を拡充し、多子世帯の学生等について、大学等の授業料及び入学金を国が定める一定の額まで、所得制限なく減免することとしております。

他方で、高校生等奨学給付金や高等教育の修学支援新制度については、支援の対象でありながら制度を利用していない方が一定程度いる状況にあります。

その要因として、制度の認知が十分でないことも考えられることから、経済的理由によって児童生徒等が進学をあきらめたり、将来の選択肢を狭めたりすることがないように、下記 2 のとおり、高校段階及び高等教育段階のみならず、初等

中等教育段階においても、きめ細かに周知をいただくようお願いします。

本件について、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所管の学校等に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学法人の長におかれては、その附属学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人海技教育機構理事長におかれては、その設置する海上技術学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知くださいますようお願いいたします。

なお、学校の負担軽減を図る視点から、同時期に他の通知等がある場合には、所管の学校に対してまとめて送付いただくなど、設置者等において必要に応じて対応をご検討いただけますと幸いです。

記

1. 高校段階及び大学等の高等教育段階における修学支援策について

① 高校段階における修学支援制度について

高校段階では、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、高校生等の授業料の負担を軽減する「高等学校等就学支援金」による支援、低所得者世帯の家庭を対象に授業料以外の教育費の負担を軽減する「高校生等奨学給付金」による支援を実施しています。

加えて、令和7年度においては、「高等学校等就学支援金」の制度において所得制限を受けている年収910万円以上の世帯の高校生等を対象に、「高校生等臨時支援金」による支援を実施しております。

このほか、各自治体等においても、国の支援に上乗せする形で地域の実情に応じた独自の支援を実施いただいております。国と自治体の支援が一体となって高校生等の教育費負担の軽減が行われています。

② 高等教育段階における修学支援制度について

高等教育段階（大学（学部）・短期大学・高等専門学校（4、5年生）・専門学校）では、低所得世帯の学生等を対象として返還不要の給付型奨学金と授業料・入学金の減額・免除を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」を行っており、令和6年度には約35万人に対して支援を実施しました。

また、本制度について第217回国会において成立した「大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第17号）に基づき、令和7年度から、扶養する子供が3人以上の多子世帯の学生等については、所得制限なく、大学等の授業料及び入学金を国が定める一定の額まで減免することとしたところです。

2. 初等中等教育段階における修学支援制度の周知依頼

住民税非課税世帯に属する者の大学等への進学率は、制度開始前の平成30年度には約40%と推計されていましたが、令和6年度には約63%となっています。

一方で、中学校2年生及びその保護者への調査によると、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、子供が将来どの段階まで進学するかの希望・展望に関して「大学またはそれ以上」と回答した割合が平均より低く、その背景として、経済的な理由を挙げる者が平均より多い傾向がみられます（内閣府「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」）。また、大学等に進学した者からも早期の情報提供を求める声が寄せられていることから、大学等への進学を選択していない生徒も含め、義務教育段階からの情報提供のニーズは更に大きいと考えられます。こうしたことを踏まえ、生徒等一人一人が、各種支援制度を十分に認識した上で、経済的な理由により進学を断念せず、希望する進路選択ができるよう、下記の見点から、きめ細かな情報提供に努めていただくよう願います。

① 支援を必要とする者に対する丁寧な情報提供

別添資料等を用いて、初等中等教育段階においても、高校段階及び高等教育段階の修学支援制度について、積極的に周知すること。

その際、住民税非課税世帯など経済的な支援を必要とする者、特に、就学援助制度や高校生等奨学給付金制度の受給対象者などに対して、児童生徒等及び保護者の心情やプライバシーにも配慮しながら、丁寧な周知を行うこと。

またこれらの修学支援制度については、入学の時期のみではなく、家計急変が生じた場合等も支援を開始することが可能となっている。特に高校段階の学校においては、通常の申請期間を過ぎていた場合や、家計急変が生じる以前には受給資格が認められなかった場合も含めて、年度の途中であっても申請ができることについて、丁寧に案内をいただきたいこと。

加えて、高等教育の修学支援新制度は、高校3年生4月時点における申込（予約採用）により、生徒等及びその保護者があらかじめ必要な学費に係る見通しをもって進路を検討できること、また、大学等への進学後すみやかな支援開始が可能となることから、文部科学省では予約採用の活用を推奨しており、大学等への進学後の支援を円滑に始められるよう積極的に予約採用の案内をお願いしたいこと。

② 教職員等への十分な周知

上記の修学支援制度は、児童生徒等の進路選択にも関わる事項であることから、高校段階及び高等教育段階のみならず、義務教育段階の管理職や進路指導主事、キャリア教育担当者等に対しても、高校・高等教育段階の修学支援制度を十分に周知すること。

特に高等教育の修学支援新制度の予約採用について、上記のとおり生徒等及びその保護者における学費負担の予見性が高まることや生徒等の進学後の支援を円滑に始められる等の利点を併せて周知すること。なお、予約採用手続は、原則として生徒等本人から独立行政法人日本学生支援機構に対して直接申し込むことが可能となっており、高等学校等の教職員の負担軽減を図っていること。

また経済的な支援を必要とする児童生徒等やその保護者と関わる機会の多いスクールソーシャルワーカー等に対しても、各種支援制度を十分に周知し、必要に応じて、生徒等や保護者に助言を行うことができるような体制を構築するこ

と。

<参考資料>

別添1 高校生等に対する修学支援リーフレット（令和7年度版）

別添2 高等教育の修学支援新制度について

（参考1）政府広報URL

○高校生等への修学支援（政府広報オンライン）

<https://www.gov-online.go.jp/article/202404/tv-5289.html>

○大学生等への修学支援（政府広報オンライン）

<https://www.gov-online.go.jp/article/202404/tv-5303.html>

※高校・大学段階における修学支援制度について、分かりやすく解説した3分程度の動画です。生徒等や保護者、教職員を含め、一般の方々に向けて制度を理解いただけるよう作成した内容となっています。リーフレットや、メールなどにリンクを掲載し、周知にお役立てください。

（参考2）高校教員向け「進学マネー・ハンドブック」

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/money_handbook.html

【本件連絡先】

○高等学校等就学支援金制度及び高校生等奨学給付金制度について
文部科学省初等中等教育局
参事官（高等学校担当）付高校修学支援室
電話番号：03-5253-4111（内線 3578）

○高等教育の修学支援新制度について
文部科学省高等教育局
学生支援課高等教育修学支援室
電話番号：03-5253-4111（内線 3496）

（うち公立大学・短期大学・高等専門学校、
国立・公立・私立専門学校関係）
電話番号：03-5253-4111（内線 3280）
※総合教育政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室内
※各学校からはまず都道府県にお問合せください。

令和7年度 就学支援金・臨時支援金・奨学給付金の周知用リーフレット①

令和7年度版

大切なお知らせ

高校生の学びを支えます。

● 高等学校等就学支援金 ● 高校生等臨時支援金

高等学校等就学支援金 (年収約910万円未満世帯(次頁参照)) **及び** **高校生等臨時支援金** (年収約910万円以上世帯)

により、授業料の支援を受けることができます。

支援を希望される方には、**学校からの案内に従って、申請手続きが必要**となります。

支給額のイメージ

※1 私立高校(通信制)は29万7,000円、国公立の高等専門学校(1~3年)は23万4,600円が支給上限額
 ※2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安(家族構成別の年収目安は次頁下表参照)
 ※3 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。

学校により、就学支援金及び臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

高校生等への修学支援 検索

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

大切なお知らせ

高校生の学びを支えます。

奨学のための給付金 **高校生等奨学給付金**

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する **返還不要の給付金です。**

対象世帯

- 生活保護世帯
- 住民税所得割が非課税の世帯
- ※ 家計が急変して非課税相当になった世帯も対象になります。

お申し込み

- お住まいの都道府県または学校への申し込みが必要です。
- 新入生は、4~6月に**一部早期支給**の申請ができます。
- ※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- ※ 都道府県によって実施状況が異なります。

令和7年度の給付額

世帯状況	給付額(年額)	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	3万2,300円	5万2,600円
非課税世帯【全日制等】	14万3,700円	15万2,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	5万500円	5万2,100円

※ 家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。

非課税世帯の第1子と第2子の給付額が同額になりました。

詳しくは、**お住まいの都道府県または学校**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

令和7年度 就学支援金・臨時支援金・奨学給付金の周知用リーフレット②

高等学校等就学支援金

※令和6年度までの手続きや支援内容と同じです。

お申し込みについて

新入生の皆さん

入学時の4月など 手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

在校生の皆さん

収入状況の届出が必要となる7月頃までに 学校から案内があります。

※ 原則として、**オンライン**で申請します。また、**マイナンバー**を利用することで手続きが簡単になります。(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)

対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

$$\text{計算式} \quad \text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整除額の額}$$

※ 政令指定都市の場合は、「調整除額の額」に3/4を乗じて計算します。

マイナンバーポータル上の項目名
・課税所得額(課税標準額)
・市町村民税_調整除額

ご自身の課税標準額などは**マイナンバーポータル**で「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナンバーポータルホームページ

上記による算出額

算出額 15万4,500円未満 → 支給額 最大 39万6,000円

算出額 15万4,500円以上 30万4,200円未満 → 支給額 11万8,800円

※ 収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整除額の変更があった場合や、離婚・死別等により保護者等の変更があった場合は、支給資格や支給額の変更、就学支援金の返納等が生じる可能性がありますので、学校を通じて都道府県(国立高校等の場合は学校を通じて文部科学省)に対して、速やかに収入状況届出等を提出する必要があります。

(参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

		子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合		～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合		～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) 扶養控除対象者が1人の場合		～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) 扶養控除対象者が2人の場合		～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) 扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合		～約1,090万円	～約740万円

※ 支給額は、私立高校(全日制)の場合。
※ 子については、中学生以下は、15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。
※ 給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親は同額として計算した場合。

家計急変支援制度について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、**従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度**です。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(又は申請)してください。

文科省家計急変支援制度サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html

主な要件

- 対象となる家計急変事由に該当
- 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

支給限度額

- 月額 3万3,000円
- ※公立高校等は月額9,900円

高校生等臨時支援金

※令和7年度限りの事業です。令和8年度以降については、別途検討中です。

高校生等臨時支援金について

令和7年の通常国会での審議の結果、高校生の返還不要の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。高等学校等就学支援金に申請した結果、**年収約910万円以上世帯と判定された場合に**、高校生等臨時支援金が新たに支給されます。(令和7年度限り※1・新規)

支援額

国公立共通のいわゆる基準額である
年額 11万8,800円※2

※1 令和8年度からの所得制限の撤廃や私立高校等の加算額の引き上げも含めたいわゆる「高校授業料の無償化」を別途検討中です。
※2 11万8,800円は上限額。学校種により異なる場合があります。

お申し込みについて

新入生の皆さん

高等学校等就学支援金の判定結果を用いて、受給資格の判定を行います。

在校生の皆さん

7月頃までに 学校から案内があります。必ず確認してください。

※ 原則として、高等学校等就学支援金のための**オンライン申請の仕組みを活用**します。

※ これまで、**高等学校等就学支援金に申請していない方**、**受給資格の認定がされていない方**(年収約910万円以上世帯の方)は、原則として、**高等学校等就学支援金に再度申請していただく必要**があります。



高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金のいずれについても、**都道府県ごとに申請方法が異なります**ので、学校からの案内に従って申請してください。

※ 学校により、就学支援金・臨時支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金・臨時支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

対象となる高校生

日本国内に住所を有する方が対象です



対象となる学校種は次のとおりです

- ・高等学校
- ・中等教育学校(後期課程)
- ・高等専門学校(1～3年)
- ・専修学校高等課程
- ・専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程(中学校卒業者を入学資格とするもの)を置くもの
- ・各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校
- ・海上技術学校

※ そのほか、在学期間等の要件がありますので、詳細は学校へお問い合わせください。

高等学校等就学支援金、高校生等臨時支援金共通事項

お問い合わせについて



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

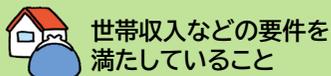


2020年4月からスタートした返還不要の給付型奨学金と授業料・入学金の減免が拡大中！

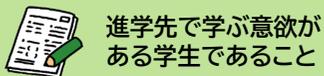


どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生が対象で、入学生も在学生も対象です！



&

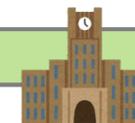


★高校までの成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認!!

対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校(4年・5年)、専門学校が対象です。

★通いたい学校・在学している学校が対象かはこちらからチェック！



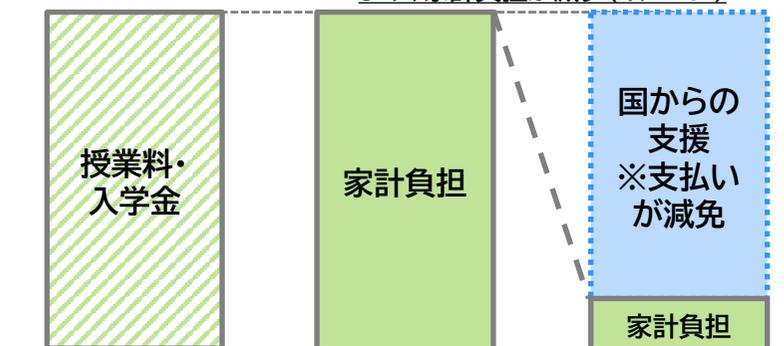
対象機関のリスト 新制度の詳細な要件やQ&A



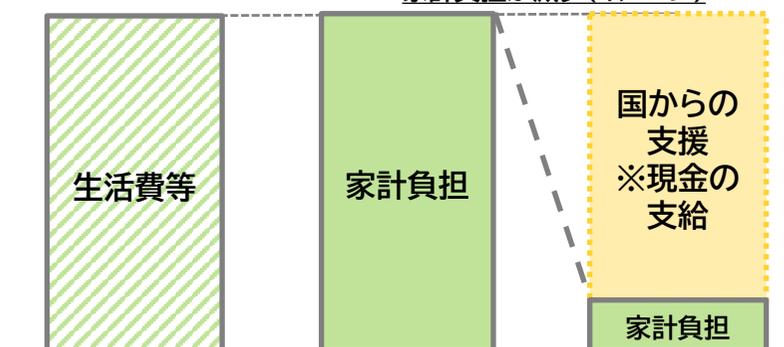
どんな支援が受けられるの？

世帯年収や、扶養する子供の数の状況に応じ、返還不要の給付型奨学金や授業料・入学金の減額・免除が受けられます。

授業料・入学金の減免を利用することにより、家計負担が減少(イメージ)



給付型奨学金を利用することにより家計負担が減少(イメージ)



支援額は？

※支援額は単位未満を四捨五入しています。

授業料等減免の上限額(年額)

国公立か、私立かや、学校種に応じて支援額が変わります。

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高等専門学校	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

①扶養する子供が1人又は2人の場合



(※1)私立理工農系のみ。ただし大学・高専は1/3まで支援

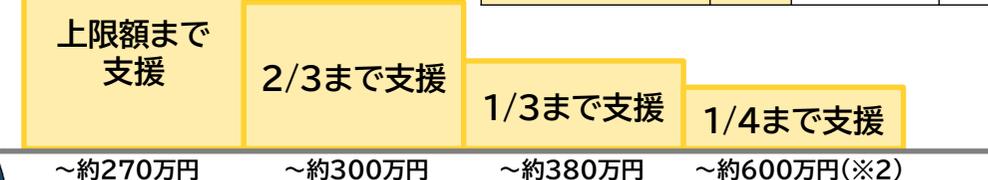
②扶養する子供が3人以上の場合(R7～)



給付型奨学金の支給額(年額)

国公立かや、私立かのほか、通学形態に応じて支援額が変わります。

		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	35万円	80万円
	私立	46万円	91万円
高等専門学校	国公立	21万円	41万円
	私立	32万円	52万円



(※2)多子世帯のみ。

➡ まずは、在籍する高校や大学等、もしくは、日本学生支援機構(0570-666-301)に相談！

